

大阪労働局発表 平成27年10月29日 労働基準部監督課

担

当 電話

06 (6949) 6490

報道関係者各位

「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

~11月は「過重労働解消キャンペーン」として、重点監督・各種セミナーも行います~

大阪労働局では、昨年施行された「過労死等防止対策推進法」に基づいて、「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、過重労働などの撲滅に向けた取組を推進していきます。本キャンペーンの一環として、11月7日(土)に「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、大阪労働局では近畿2府4県からの電話相談に担当官が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」概要

フリーダイヤル

 $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 7\ 9\ 4\ -\ 7\ 1\ 3$

(なくしましょう 長い残業)

日 時

11月7日(土) 9:00~17:00

長時間労働、残業代(割増賃金)の不払、有給休暇の取得、健康管理のご相談等、過重労働に係る労働相談について、専用の無料ダイヤルを開設します。

平日に働かれている方も電話しやすいよう、土曜日に実施し、労働局 の担当官が相談に対する指導・助言を行います。

匿名でご相談いただくことも可能です。

※ 当日の取材をご希望の場合は、事前に労働基準部監督課 (06-6949-6490)まで、代表者・人数等をご連絡ください。 撮影・録音は可能ですが、個人・企業が特定されないよう、 ご配慮いただきます。当日は、職員の指示に従ってください。



合わせて、過重労働解消キャンペーンとして以下の取組を実施します

■ 重点監督の実施

(1) 監督の対象とする事業場等

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど<u>若者の「使い捨て」</u>が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。
 - ※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業 紹介の対象としない。

(2) 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

(3) 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

■ 過重労働に関する各種セミナーの実施

① 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 : 11月9日(月) 14:00~17:00

場所 : コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

定員 : 300名

参加料:無料

申込先: (FAX) 052-915-1523

(WEB) https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

<内容>

講演 I: 「過労死を出さない職場づくりをどうするか」

山崎喜比古氏(日本福祉大学特任教授)

講演Ⅱ:

[過労死等防止大綱の内容と企業にもとめられるもの]

岩城 穣氏(過労死防止全国センター事務局長)

過労死遺族の訴え:大阪過労死を考える家族の会

各分野からの報告:「大阪から過労死をなくすために」

② 働き方改革セミナー ~女性活躍推進を中心に~

日時 : 11月18日(水) 13:15~16:15 場所 : エル・おおさか 南館 南ホール

定員 : 200名 参加料:無料

申込先:(WEB) https://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

news topics/ 120525/ 120636.html

<内容>

- (1) 大阪における働き方改革の推進について 大阪労働局労働基準部労働時間課
- (2) 女性活躍推進法について 大阪労働局雇用均等室
- (3) 取組企業による事例発表

日立造船株式会社

株式会社りそなホールディングス

③ 過重労働解消のためのセミナー

日時:11月17日(火) 13:30~16:00

12月8日(火) 13:30~16:00

場所:エル・おおさか 606教室

定員 : 100名 参加料:無料

申込先: (FAX) 03-5913-6409

(WEB) https://partner.lec-jp.com/kokyo/2015/overwork/

<内容>

(1) チェックシートによる自社分析

(2) 講義1: 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響

2: 過重労働防止対策に必要な知識

3: 陥りがちな違法行為

4: 事業主等に求められる措置

5: 過重労働に関する改善取組事例の紹介



~トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。~

無米学 「過重労働解消相談ダイヤル」 過重労働等に関する相談はこちら 0120-794-713

11月7日 9:00~17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

〇 検索





11月は「過重労働解消キヤンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされ ています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・ 啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ 長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移 するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないと ころです。

長時間にわたる過重な労働は疲 労の蓄積をもたらす最も重要な 要因です。

時間外・休日労働が月45時間を 超えて長くなるほど、業務と脳・ 心臓疾患の発症との関連性が強 まります。

労働基準法第37条に違反する、 賃金不払残業は、あってはなら ないものです。

これらの問題の 解消のためには・・







- ◇ 36 協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準*2に適合したも のとする必要があります。
- ◇ 特別条項付き協定*3により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労 働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得促進
- ◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇 の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底
- ◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために*4

- ① 労働時間適正把握基準※5を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。
- ※1「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成 18 年3月、厚生労働省)
- ※2「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
- ※3 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、 限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
- ※4「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成 15 年5月、厚生労働省)
- ※5「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成 13 年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610 (月・火・木・金 17:00~22:00、土・日10:00~17:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供) 労働基準 メール窓口

Q検索





平成27年11月7日出 休日電話相談